

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

2023年 6月30日

住 所 茨城県石岡市行里川5-18
事業者名 関鉄グリーンバス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役 宮野 裕司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）車両に関する事項

当社では乗合バス車両（路線バス）において、バリアフリー整備を進めるためノンステップバスの導入を推進しており、現在は全体の約6割の代替が完了している（定期用除外車両を除く）。今後も計画的にノンステップバスの導入を検討していく。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・行先表示器を一部カラーの白色LEDとする検証を行い、結果に応じた整備を行う。
- ・県内福祉団体等による研修等に積極的に参加・協力する。
- ・社内の懇談会などを通じ、高齢者や障害者等へのバス利用に際する運転士の案内や理解を深めるとともに、介助方法の手順などを学ぶ勉強会を実施する。
- ・乗務員に対し、ドライブレコーダーやデジタルタコグラフを活用した運転指導を行い、安全・安心・快適にバスをご利用いただけるよう努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	1台以上導入（2023年度）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両設備の維持	音声や文字等による運行情報の案内装置や、車椅子固定用装置やスロープ等の設備の確認、補修を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の周知	車椅子やベビーカーでのバス利用に関する案内についてウェブサイト等を通じて行う。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
行先表示器の改善	行先表示器を一部カラーの白色LEDとする検証を行い、結果に応じた整備を行う。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の知識向上	乗務員に対し、知識向上や指導教育の場として県内福祉団体協力のもとバリアフリー研修、社内の職場懇談会などにて、高齢者や障害者の方々への理解を深める講習を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者等用車両への適切な表示	障害者等用車両については、車イスステッカーの掲出を継続的に実施し、障害者が利用できることを表示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

お客様からのご意見に対して社内で情報共有を行い、取り組みの改善に活用する

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	特に無し	

Ⅴ 計画書の公表方法

自社ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。